

令和7年度 CHIBA MICE SHOWCASE および千葉 MICE Day
企画運営業務 企画提案仕様書

1. 事業名

令和7年度 CHIBA MICE SHOWCASE/千葉 MICE Day 企画運営業務

2. 仕様書の目的

本仕様書は、公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「CCB」という）が受託事業者に委託する本業務に関する仕様を示すものとする。

3. 事業の目的

本事業は、千葉県を MICE 開催地として広く認知してもらい、県内の MICE 施設やコンベンションビューローによる支援内容を紹介する「MICE SHOWCASE」と、賛助会員と主催者が交流・ネットワークを広げる「千葉 MICE Day」の両方の要素を併せ持つ内容とし、県内外の主催者、イベントプランナー、旅行会社など、MICE の関係者を対象に千葉の魅力を発信し、将来的な誘致につなげることを目的としている。

4. 業務期間

業務委託契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

5. 委託する業務内容

本事業の構成案の作成から事前準備、当日の運営までを委託することとする。ただし、CCB が行うべき作業については提案内容に沿って分担のうえすすめていく。

(1) スケジュールの構築、各所調整

(2) 参加者募集、管理にかかわる業務

対象となる、MICE 主催者および賛助会員の募集、参加登録受付・名簿管理・問い合わせ対応。参加者の登録状況や参加登録に関する問い合わせ対応が行えるよう参加管理をし、CCB と常に参加状況を共有できる状態とすること。CCBからの周知以外での MICE 関係参加者の募集、運営マニュアル・当日案内資料、アンケートなど運営に必要となる各種関連資料作成。

(3) 参加者への周知にかかわる業務

事前、当日の案内書作成・周知など。

(4) 必要に応じた会場、バス、物資の手配

提案に基づき、必要に応じた会場（ただし、かずさアカデミアパークおよびポルシェ・エクスペリエンスセンター東京については CCB にて別途手配のため手配不要、会場費は見積もり計上不要）、バス、モニターツアーにかかる手配、それぞれの企画に必要な物資の手配。

(5) 当日の運営

当日の進行全般。ほかにバスの手配もすること。

(6) 当日の録画

記録用の画像・動画の撮影。

(7) 事業完了報告書の作成

事業終了後、本委託業務に係る報告書を令和8年3月23日(月)までに応募要項に記載の提出先に提出すること。なお、報告書の形式・内容等については以下の仕様に準拠するものとする。なお、CCB への引き渡し日から起算して1年間、受託事業者は必要に応じて無償で当該成果物の修補を行うこと。

ア 報告書の仕様は A4 判縦で作成し、電子データにて編集できる状態で提出すること。

イ 報告書には、以下の内容を明確に記載すること。

(ア) 事業概要、構成

(イ) 実施内容

記録画像を含めた形で作成すること。この場合において、撮影画像における肖像権及び著作権人格権は行使しないものとする。

(ウ) 参加者アンケートの集計・分析結果

分析の結果、業務実施において改善すべき課題が明らかとなった場合には次回開催の改善策を提示すること。

(エ) その他 CCB が求めること

ウ 本委託業務において撮影した写真素材、動画素材

エ 本委託業務において配布物等の制作した紙での成果物があるときは、各2部ずつ提出すること。また、成果物にかかる電子データも併せて提出すること。

(8) その他

ア 本仕様書に定めのない事項及び記載内容の詳細については CCB が受託事業者と協議の上決定する。

イ 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の業務委託契約の仕様書は、実施段階において予算や諸事情によって変更することがある。

6. 提案書記載事項

提案については、別紙業務補足説明資料を参照し、具体的な提案内容を下記に沿って記載すること。

(1) 基本方針

目的達成に向けた実施方針を提案すること。

(2) 内容構成

別紙業務説明資料を基本に、より魅力の増す内容を盛り込み具体的に提案すること。

(3) 参加者募集

当財団がターゲットとする対象者を踏まえた上で具体的に学会主催者をはじめとする MICE 関係者を集客するための募集方法や、MICE 関係者の参加促進に繋がる取り組みを具体的に提案すること。

(4) 参加者管理

県内外の MICE 関係参加者および県内 MICE 事業者をどのように管理・対応するのか提案すること。

(5) 運営体制

本催事開催に係る運営体制及び適切な人員配置、事前準備及び当日運営を CCB との役割分担を明確に提案すること。

(6) 参加者アンケートの実施、集計及び分析

アンケート回収率が80%以上となるように、回収率を高められる工夫を提案すること。

(7) 当日の録画

記録用の画像および動画の撮影をすること。

7. 著作権・特許等

- (1) 受託事業者は、本業務で作成された成果物(マスコミ等の記事を除く。以下同じ。)に関し、著作権法第27条および第28条に定める権利を含むすべての著作権(財産権)を、CCB に無償で譲渡するものとする。ただし、委託前から受託事業者の構成者が権利を有する著作物及び第三者が権利を有する著作物を利用する場合は事前に CCB の承諾を得るものとする。
- (2) 受託事業者は、CCB の同意を得なければ、著作権法第18条から第20条までに規定されている権利を行使することができない。
- (3) 本業務作成物で使用する文章、写真、図版などは、講師資料を除いて全て千葉県及び CCB 内での利用、あるいは千葉県または CCB が千葉県の振興に資すると判断した上で第三者への提供が可能なもののみを使用する。
- (4) 本業務の成果物の使用期限は設けないものとし、講師資料を除いて本業務の成果物に係る著作権、特許権その他の知的財産権に関する一切の紛争については、訴訟費用を含めすべて受託事業者において責任を負うものとする。
- (5) 著作権法上、上記条件を満たさないデータの使用は禁ずる。